

○公立大学法人福岡県立大学が取り扱う個人情報の保護に 関する福岡県個人情報保護条例施行規程

法人規程第40号
平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第69条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学理事長(以下「理事長」という。)が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(収集制限に係る個人情報)

第1条の2 条例第3条第3項第7号ハの規則で定める心身の機能の障がいは、次に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第10条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、様式第1号によるものとする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第13条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第4条 条例第13条第2項に規定する個人情報の本人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。ただし、郵送によって開示請求をする場合は、次に掲げる書類を複写機等を用いて複写した書類によることができる。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第2

7号) 第2条第7項に規定する個人番号カードその他法令の規定に基づき交付された書類であって、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するに足りるもの

(2) やむを得ない理由により前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が個人情報の本人であることを確認するため必要と認められる書類

2 条例第13条第2項に規定する個人情報の本人の法定代理人（特定個人情報にあつては、本人の代理人。）であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人の法定代理人

イ 戸籍抄本その他その資格を証明する書類

ロ 本人の法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

(2) 本人の委任による代理人

イ 委任状

ロ 本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

3 前項第1号ロ及び第2号ロの書類については、第1項の規定を準用する。ただし、本人の法定代理人（特定個人情報にあつては、本人の代理人）が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて理事長が適当と認めるものとする。

（個人情報開示決定通知書等）

第5条 条例第17条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第17条第2項の規定による通知は、個人情報不開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（開示決定等期間延長通知書）

第6条 条例第18条第2項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（開示決定等期間特例延長通知書）

第7条 条例第19条の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

第8条 条例第20条第1項の規定による通知は、開示請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第9条 理事長は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第21条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第16条の規定により開示しようとする理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第21条第1項の規定による通知は、意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

4 条例第21条第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

5 条例第21条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第11号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 条例第22条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（録音時間120分のものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録

次に掲げる方式であって、理事長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- イ 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）
- ハ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付（当該複製したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

（個人情報の開示）

第11条 理事長は、個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該個人情報が記録された公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

- 2 個人情報の写しの作成方法は、理事長が別に定める。
- 3 個人情報の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。
- 4 第4条の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(個人情報の写しの交付に要する費用)

第12条 条例第23条の個人情報の写しの交付に要する費用は、別に定める。

- 2 個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第13条 条例第24条の規定により口頭によって開示請求できる個人情報及び開示の方法は、別表に定めるものとする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第27条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書(様式第12号)によるものとする。

(開示を受けたことの確認)

第15条 理事長は、訂正請求に係る個人情報が開示を受けたものであることを確認するため必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求めることができる。

- 2 第4条の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第29条第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

- 2 条例第29条第2項の規定による通知は、個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第17条 条例第30条第2項の規定による通知は、訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第18条 条例第31条の規定による通知は、訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送通知書)

第19条 条例第32条第1項の規定による通知は、訂正請求事案移送通知書(様式第17号)により行うものとする。

(個人情報訂正実施通知書)

第20条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書(様式第18号)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第21条 条例第35条第1項の利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（様式第19号）によるものとする。

（準用）

第22条 第4条及び第15条第1項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第23条 条例第37条第1項の規定による通知は、個人情報利用停止決定通知書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第24条 条例第38条第2項の規定による通知は、利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）により行うものとする。

（利用停止決定等期間特例延長通知書）

第25条 条例第39条の規定による通知は、利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

（審議会諮問通知書）

第26条 条例第41条の規定による通知は、審議会諮問通知書（様式第24号）により行うものとする。

（運用状況の報告）

第27条 理事長は、知事に対し、条例の運用状況の報告を行うものとする。

2 前項の報告は、第3条に規定する個人情報開示請求書及び第5条各号に規定する個人情報開示決定通知書等の写しを提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行前に、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成16年福岡県規則第57号）の規定により知事に対してなされた福岡県立大学が取り扱う個人情報の開示等に関する行為のうち、法人が県から承継した公文書に係るものは、この規程により公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）に対してなされたものとみなす。

3 この規程の施行前に、知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の規定により知事が行った福岡県立大学が取り扱う個人情報の開示等に関する行為のうち、法人が県から承継した公文書に係るものは、この規程により法人に対してなされたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月16日から施行する。

別表（第13条関係）

開示の対象となる試験 又は選考	開示の対象となる個人情報	開示期間	開示場所	開示 方法
福岡県立大学入学者選抜 試験	大学入試センター試験の科目 別得点（合否判定の対象とな った科目に限る。）及び個別 学力検査の科目別得点並びに 総合得点	4月16日から 1か月間	福岡県立大学 学務部	閲覧
福岡県立大学推薦入学 試験	科目別得点、総合得点及び 面接評価			
福岡県立大学社会人特別 選抜試験				
福岡県立大学国外就学 経験者特別選抜試験				
福岡県立大学私費外国人 留学生特別選抜試験				
福岡県立大学人間社会 学部転・編入学試験				
福岡県立大学大学院 入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び 面接評価	合格発表の日 の翌月の1日 から1か月間		
福岡県立大学認定看護師 教育課程入学試験	科目別得点及び総合得点			
福岡県公立大学法人職員 採用試験	第1次試験：順位、得点 第2次試験：順位、総合得点及 び試験種目別得点	合格発表の日の 翌日から1か月 間	福岡県立大学 経営管理部	

- 様式第1号 (第2条関係)
- 様式第2号 (第3条関係)
- 様式第3号 (第5条関係)
- 様式第4号 (第5条関係)
- 様式第5号 (第5条関係)
- 様式第6号 (第6条関係)
- 様式第7号 (第7条関係)
- 様式第8号 (第8条関係)
- 様式第9号 (第9条関係)
- 様式第10号 (第9条関係)
- 様式第11号 (第9条関係)
- 様式第12号 (第14条関係)
- 様式第13号 (第16条関係)
- 様式第14号 (第16条関係)
- 様式第15号 (第17条関係)
- 様式第16号 (第18条関係)
- 様式第17号 (第19条関係)
- 様式第18号 (第20条関係)
- 様式第19号 (第21条関係)
- 様式第20号 (第23条関係)
- 様式第21号 (第23条関係)
- 様式第22号 (第24条関係)
- 様式第23号 (第25条関係)
- 様式第24号 (第26条関係)

(様式等 略)